

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）

1 改正の趣旨

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）が平成26年7月1日から施行されることに伴い、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）等について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 保護の開始等の申請

○ 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の開始の申請等は、申請書を保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に提出して行うものとする。ただし、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別な事情があると認める場合は、この限りではないこととする。

○ 保護の実施機関は、上記ただし書の場合において、申請者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を採ることによって、申請書の受理に代えることができることとする。

○ 保護の実施機関は、保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないこととする。

(2) 扶養義務者に対する通知

○ 保護の実施機関が扶養義務者に対して通知する事項として、保護を開始する者の氏名及び当該者からの保護の開始の申請があった日を規定する。

○ また、当該通知を行うことが適当でない場合として、

① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第77条第1項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合

② 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合

③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合を規定する。

(3) 扶養義務者に対する報告の求め

保護の実施機関は、扶養義務者に報告を求める場合は、あらかじめ、当該扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次のいずれの場合にも該当していない旨を確認するものとする。

① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第77条第1項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合

② 要保護者が保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合

③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合